

# 伝統文化と環境福祉の専門学校 学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、高等学校教育の基礎の上に、職業若しくは実生活さらには地域の活性化に必要な知識・技術・技能の向上を図るため、環境・伝統文化・伝統建築を中核とした実務に関する専門的な教育を行うと共に、介護福祉士の養成を行い、社会に貢献し得る人材の育成を行うことで、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は伝統文化と環境福祉の専門学校と称する。

### (位置)

第3条 本校の位置を、新潟県佐渡市千種丙202番地1とする。  
2 伝統建築実習場の位置を新潟県佐渡市羽茂大石105番地5とする。

### (自己点検・学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、五年に一度、外部の識見を有する者による評価を行うものとする。  
2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、専攻科、学科及び修業年限、定員並びに休業日

### (課程、専攻科、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は別表1のとおりとする。  
2 学生は修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することはできない。

### (学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
2 本校の学期は次のとおりとする。  
前期 4月 1日から 8月30日まで  
後期 8月31日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校において授業を行わない日（以下休業日という）は、次のとおりとする。  
但し、特に必要があると認める場合はこれを変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 本校が定める夏期、冬期、春期における休業日  
夏期休業 8月 1日から 9月 6日まで  
冬期休業 12月19日から 1月18日まで  
春期休業 1月30日から 4月 4日まで

### 第3章 教育課程、単位数等

(教育課程、単位数)

第8条 本校の教育課程並びに卒業までに必要とされる各学科の取得単位数等は、別表2のとおりとする。

(教育課程、単位数の特例)

第9条 前条に規定する課程に必要な総単位数は、その2分の1を限度として、次の各号に該当し、その履修、学修等が教育上有益で本校の教育課程に相当すると認められる場合、すでに履修したものとみなすことができる。

- (1) 本校以外の専修学校における授業科目の履修等
  - (2) 専修学校以外の教育施設等における学修
  - (3) 本校に入学する前（転編入学は除く）の授業科目の履修等
- 2 第8条に規定する課程に必要な総単位数は、前項によるものと合算し、修了に必要な総単位数の2分の1を限度として、次の各号に該当し、その履修、学修等が教育上有益であると認める場合には、本校専門課程における履修とみなすことができる。
- (1) 本校以外の専修学校における授業科目の履修等
  - (2) 大学短大等、専修学校以外の教育施設における学修等
  - (3) 企業団体等における就労体験、ボランティア等
- 3 第8条に規定する課程に必要な総単位数は、修了に必要な総単位数の4分の3を限度として、多様なメディアを高度に利用し、学生の自宅を含む教室以外の場所で遠隔授業として実施することができる。授業の実施に当たっての指導及び学生間の意見交換の方法については、対面授業に相当する教育効果を有するよう、別に定める。

(単位の計算方法)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) ひとつの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本校が定める時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、成績評価の細則は、別に定める内規による。

- 2 各学年において学則に定める授業時間数の3分の2以上（ただし介護福祉学科「介護実習」は5分の4以上）に満たない者については、当該科目の成績評価を受けることができない。

(始業及び終業)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は9時30分から17時までとする。但し、特に必要があると認める場合には始業時刻及び終業時刻を変更することができる。

## 第4章 入学、休学及び退学、除籍等

(入学資格)

第13条 本校の専門課程入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
  - (7) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で 18 歳に達した者
- 2 本校の専攻科入学資格は、次のとおりとする。
- (1) 専修学校の特定専門課程を修了した者
  - (2) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち大学に編入学することができる者
  - (3) 専門職大学の前期課程を修了した者
  - (4) 高等専門学校を卒業した者
  - (5) 短期大学を卒業した者
  - (6) 外国において、学校教育における 14 年（修業年限を 3 年以上とする特定専門課程の専攻科への入学については、15 年）の課程を修了した者
  - (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年課程を修了した者
  - (8) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (9) 本校の入学資格審査により、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第 13 条の 2 前条第 1 項第 7 号及び第 2 項第 9 号に係る審査方法等については別に定める。

（入学時期）

第 14 条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

（入学手続）

第 15 条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の入学願書に必要事項を記載し、高等学校卒業証明書等の書類を添付し、第 28 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考（試験・面接等）を行い、入学を許可する
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定の期日までに第 28 条に定める入学金

を添え、入学手続きを取らなければならない

- (4) 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学許可を取消すことがある

(転編入学)

第 16 条 本校の入学資格を有するもので転編入学を希望する者があるときは、その者が現に在籍する学校等の教育内容及び履修状況が本学と同等であると認め、かつ欠員のある場合に限り選考の上、これを許可することがある。但し、介護福祉学科はこれを認めない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、転入学願または編入学願に現に在籍する学校の在籍証明書と成績証明書を添付して提出しなければならない。

(欠席、休学、復学)

第 17 条 学生が、疾病、その他やむを得ない事由によって欠席する場合は、その事由を記し、届け出なければならない。

- 2 学生が病気その他の事由により引続き 1 週間を超えて出席することができない場合は休学願を提出し、その許可を得て休学することができる。
- 3 休学の期間は 1 年以内とする。但し、前項の許可を得た者が延長願を提出し、やむを得ないと認めたときは、その期間を延長することができる。但し、休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 4 休学の期間は在籍の期間に算入しない。
- 5 休学した者が復学を希望する場合は復学届を提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第 18 条 退学しようとする者は、退学願を提出し承認を受けなければならない。

(出席停止)

第 19 条 学生が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症に感染し、医師が出席停止措置を指示した場合、当該学生に対して出席停止を命ずることができる。

(身上事項の異動)

第 20 条 学生及び保護者、保証人の氏名、住所等の変更等、身上事項に異動がある場合は、速やかに届け出なければならない。

## 第5章 成績評価、教育課程の修了認定及び卒業等

(教育課程修了の認定、原級留置)

第21条 前条に定める授業科目の成績評価に基づき、各学年における所定の教育課程修了の認定を行う。

- 2 前号により当該学年における所定の教育課程の修了が認められない者については、原学年に留め置くことができる。

(課程修了の認定)

第22条 前条第1項に基づき、本校所定の課程修了の認定を行う。

- 2 前項により本校所定の全教育課程を修了した者には、その認定を行い、卒業証書を授与する。

(称号の授与、資格の取得)

第23条 前条により、別表1に定める特定専門課程を修了した者には、学校教育法第三十一条の二及び学校教育法施行規則第八十六条に基づき、専門士の称号を授与する。

- 2 大学院入学資格の指定を受けた別表1に定める特定専門課程を修了した者には、学校教育法施行規則第八十六条の三に基づき、高度専門士の称号を授与する。
- 3 介護福祉学科において本校所定の教育課程を修了した者は、介護福祉士法の規定に基づき、介護福祉士の受験資格を取得することができる。

## 第6章 科目等履修生

(科目等履修生)

第24条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

## 第7章 褒賞及び賞罰

(褒賞)

第25条 成績優秀にして他の模範となる者は褒賞することがある。

(懲戒)

第 26 条 本校の規範に違反し、本校の学生としての本分に反する行為をした者がある場合は懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくして出席が常でない者

(4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第 27 条 次の各号の一に該当する者がある場合はこれを除籍することができる。

(1) 第 5 条に規定する在学年限を超える者

(2) 第 17 条に規定する休学期間を超えても復学できない者

(3) 正当な理由がなく、かつ第 28 条に定める授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 行方不明届が提出された者

(5) 死亡届が提出された者

## 第 8 章 入学金及び授業料等

(入学金、授業料等)

第 28 条 本校の入学金、授業料、施設設備費等（以下学費等）は別表 3 のとおりとする。

2 テキスト代、施設実習費等の諸経費については、当該年度当初に金額を別に定める。

3 学生は、在籍中、出席の有無に関わらず学費等を所定の期日までに納入しなければならない。

4 学費等未納者の措置に関しては別に定める。

5 既に納入した学費等は原則として返還しない。

6 第 1 項に定める授業料等を三箇月以上滞納した場合は、出席停止とする。

## 第 9 章 健康管理

(健康診断)

第 29 条 学校保健安全法の規定に基づき、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

2 必要があると認められたときは、臨時に健康診断を行うことがある。

## 第 10 章 教職員組織

(教職員組織)

第 30 条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 副校長

(3) 教員

(4) 事務職員

(5) 校医

2 前項の職員その他、校長が、必要があると認めるときは必要な職員を置くことができる。

3 校長は校務を掌り所属教職員を監督する。

4 副校長は校長を補佐し、校長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理し、又はその職務を行う。

5 職員の校務分掌は別に定める。

## 第 11 章 附帯教育事業その他

(附帯教育事業)

第 31 条 本校は、その目的達成のため、附帯教育事業を行うことがある。

(学生寮)

第 32 条 学生寮に関する事項は、別に定める。

## 第 12 章 補則

(補則)

第 33 条 この学則の施行についての細則は別に定める。

2 必要と認める場合は、この学則に 1 若しくは複数の別紙を添付することができる。

## 附 則

1. この学則は、平成20年4月1日より施行する。
2. 平成21年4月1日改訂
3. 平成22年4月1日改訂
4. 平成23年4月1日改訂
5. 平成24年4月1日改訂
6. 平成25年4月1日改訂
7. 平成26年4月1日改訂
8. 平成27年4月1日改訂
9. 平成28年4月1日改訂
10. 平成29年4月1日改訂
11. 平成30年4月1日改訂
12. 平成31年4月1日改訂
13. 令和2年4月1日改訂
14. 令和3年4月1日改訂
15. 令和4年4月1日改訂
16. 令和5年4月1日改訂
17. 令和6年4月1日改訂
18. 令和7年4月1日改訂
19. この学則は令和8年4月1日より施行し、令和8年度入学者から適用する。  
施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。

## 課程、学科、修業年限、定員 について

課程	学科名	修業 年限	入学 定員	総 定員	特定 専門 課程	大学院 入学 資格	備考
工 業 専 門 課 程	伝統建築大工学科	3年	25名	75名	○		昼・男女
	伝統建築・大学科	4年	5名	20名	○	○	昼・男女
	建築士技能士養成学科	3年	5名	15名	○		昼・男女
	AI・IT エンジニア学科	2年	5名	10名	○		昼・男女
教 育 ・ 社 会 福 祉 専 門 課 程	介護福祉学科	2年	募集停止				
文化・教養 専 門 課 程	陶芸デザイン学科	4年	募集停止				
	公務員学科	2年	5名	10名	○		昼・男女
専門課程 合計			45名	130名			
専 攻 科	職業探求専攻科	1年	3名	3名			昼・男女
専攻科 合計			3名	3名			

教育課程表【伝統建築大工学科】3年制								
授業科目	授業方法		授業時数	単位数	1単位 あたりの 授業時数	1年次	2年次	3年次
	講義 演習	実習 実技						
建築環境工学	○		30	2	15	2		
建築法規Ⅰ	○		30	2	15	2		
建築法規Ⅱ	○		30	2	15	2		
建築法規Ⅲ	○		30	2	15		2	
建築法規Ⅳ	○		30	2	15		2	
建築計画Ⅰ(住宅)	○		30	2	15	2		
建築計画Ⅱ(公共施設)	○		30	2	15	2		
建築計画Ⅲ(都市計画)	○		30	2	15		2	
建築計画Ⅳ(災害、整備、積算)	○		30	2	15		2	
建築設備	○		30	2	15	2		
建築構造Ⅰ(木構造)	○		30	2	15	2		
建築構造Ⅱ(RC構造・S構造)	○		30	2	15	2		
構造力学Ⅰ(鉛直・水平)	○		30	2	15		2	
構造力学Ⅱ(モーメント)	○		30	2	15		2	
建築施工Ⅰ(施工計画)	○		30	2	15	2		
建築施工Ⅱ(工事別施工)	○		30	2	15	2		
建築仕様Ⅰ(共通仕様・特記)	○		30	2	15	2		
建築仕様Ⅱ(各一般仕様・木工仕様)	○		30	2	15	2		
建築製図Ⅰ(木造住宅)		○	60	2	30	2		
建築設計Ⅰ(木造住宅在来工法)		○	120	4	30	4		
建築設計実習Ⅰ		○	180	6	30	6		
建築設計実習Ⅱ		○	120	4	30		4	
建築設計実習Ⅲ		○	120	4	30			4
規矩術(伝統建築特殊技法)	○		120	8	15		8	
建築造形演習Ⅰ	○		30	2	15			2
建築造形演習Ⅱ	○		30	2	15			2
建築CAD設計	○		60	4	15		4	
ビジネスマナー	○		30	2	15		2	
就職実務	○		30	2	15		2	
建築実技Ⅰ(工具技術・仕口工作・加工)		○	240	8	30	8		
建築実技Ⅱ(工具技術・仕口工作・加工)		○	240	8	30	8		
建築実技Ⅲ(工具技術・仕口工作・加工)		○	600	20	30		20	
建築実技Ⅳ(民家・社寺修復)		○	840	28	30			28
卒業制作		○	120	4	30			4
コンピューター演習Ⅰ	○		60	4	15		4	
コンピューター演習Ⅱ	○		60	4	15			4
合計			3600	152		52	56	44

教育課程表【伝統建築・大学科】4年制										別表2
授業科目	授業方法		授業時数	単位数	1単位 あたりの 授業時数	1年次	2年次	3年次	4年次	
	講義 演習	実習 実技								
建築環境工学	○		30	2	15	2				
建築法規Ⅰ	○		30	2	15	2				
建築法規Ⅱ	○		30	2	15	2				
建築法規Ⅲ	○		30	2	15		2			
建築法規Ⅳ	○		30	2	15		2			
建築計画Ⅰ(住宅)	○		30	2	15	2				
建築計画Ⅱ(公共施設)	○		30	2	15	2				
建築計画Ⅲ(都市計画)	○		30	2	15		2			
建築計画Ⅳ(災害、整備、積算)	○		30	2	15		2			
建築設備	○		30	2	15	2				
建築構造Ⅰ(木構造)	○		30	2	15	2				
建築構造Ⅱ(RC構造・S構造)	○		30	2	15	2				
構造力学Ⅰ(鉛直・水平)	○		30	2	15		2			
構造力学Ⅱ(モーメント)	○		30	2	15		2			
建築施工Ⅰ(施工計画)	○		30	2	15	2				
建築施工Ⅱ(工事別施工)	○		30	2	15	2				
建築仕様Ⅰ(共通仕様・特記)	○		30	2	15	2				
建築仕様Ⅱ(各一般仕様・木工仕様)	○		30	2	15	2				
建築製図Ⅰ(木造住宅)		○	60	2	30	2				
建築設計Ⅰ(木造住宅在来工法)		○	120	4	30	4				
建築設計実習Ⅰ		○	180	6	30	6				
建築設計実習Ⅱ		○	120	4	30		4			
建築設計実習Ⅲ		○	120	4	30			4		
規矩術(伝統建築特殊技法)	○		120	8	15		8			
建築造形演習Ⅰ	○		30	2	15		2			
建築CAD設計	○		60	4	15		4			
ビジネスマナー	○		30	2	15		2			
就職実務	○		30	2	15		2			
建築実技Ⅰ(工具技術・仕口工作・加工)		○	240	8	30	8				
建築実技Ⅱ(工具技術・仕口工作・加工)		○	240	8	30	8				
建築実技Ⅲ(工具技術・仕口工作・加工)		○	360	12	30		12			
建築実技Ⅳ(民家・社寺修復)		○	360	12	30			12		
建築実技Ⅴ(民家・社寺修復)		○	480	16	30				16	
進級制作		○	120	4	30			4		
コンピューター演習Ⅰ	○		60	4	15		4			
コンピューター演習Ⅱ	○		60	4	15			4		
選択科目(大学授業から選択)										
芸術教養入門	○		30	2	15		2			
芸術教養講義1	○		30	2	15		2			
芸術教養講義2	○		30	2	15		2			
芸術教養講義3	○		30	2	15		2			
芸術教養講義4	○		30	2	15		2			
芸術教養講義5	○		30	2	15		2			
芸術教養講義6	○		30	2	15		2			
芸術教養講義7	○		30	2	15		2			
芸術教養講義8	○		30	2	15		2			
芸術教養講義9	○		30	2	15		2			
芸術教養講義10	○		30	2	15		2			
芸術教養研究1	○		30	2	15		2			
芸術教養研究2	○		30	2	15		2			
芸術教養研究3	○		30	2	15		2			
芸術教養研究4	○		30	2	15		2			
芸術教養演習1	○		30	2	15		2			
芸術教養演習2	○		30	2	15		2			
卒業研究	○		30	2	15		2			

美学概論	○		30	2	15	2
芸術理論1	○		30	2	15	2
芸術理論2	○		30	2	15	2
知的財産権研究	○		30	2	15	2
芸術史講義(日本)1	○		30	2	15	2
芸術史講義(日本)2	○		30	2	15	2
芸術史講義(日本)3	○		30	2	15	2
芸術史講義(日本)4	○		30	2	15	2
芸術史講義(アジア)1	○		30	2	15	2
芸術史講義(アジア)2	○		30	2	15	2
芸術史講義(アジア)3	○		30	2	15	2
芸術史講義(アジア)4	○		30	2	15	2
芸術史講義(ヨーロッパ)1	○		30	2	15	2
芸術史講義(ヨーロッパ)2	○		30	2	15	2
芸術史講義(ヨーロッパ)3	○		30	2	15	2
芸術史講義(ヨーロッパ)4	○		30	2	15	2
芸術史講義(近現代)1	○		30	2	15	2
芸術史講義(近現代)2	○		30	2	15	2
芸術史講義(近現代)3	○		30	2	15	2
芸術史講義(近現代)4	○		30	2	15	2
地域芸術実践1	○		30	2	15	2
地域芸術実践2	○		30	2	15	2
学芸専門講義1～10	○		30	2	15	2
学芸専門演習1～10	○		30	2	15	2
ことばと表現	○		30	2	15	2
論述基礎	○		30	2	15	2
情報	○		30	2	15	2
外国語1	○		30	2	15	2
外国語2	○		30	2	15	2
古典日本語	○		30	2	15	2
数学	○		30	2	15	2
音楽	○		30	2	15	2
身体	○		30	2	15	2
日本の憲法	○		30	2	15	2
地域環境論	○		30	2	15	2

都市デザイン論	○		30	2	15	2				
哲学への案内	○		30	2	15	2				
詩学への案内	○		30	2	15	2				
学際的な知への案内	○		30	2	15	2				
心理学	○		30	2	15	2				
政治学	○		30	2	15	2				
経済学	○		30	2	15	2				
社会学	○		30	2	15	2				
宗教学	○		30	2	15	2				
日本史	○		30	2	15	2				
アジア史	○		30	2	15	2				
西洋史	○		30	2	15	2				
生態学	○		30	2	15	2				
列島考古学	○		30	2	15	2				
文化研究1	○		30	2	15	2				
文化研究2	○		30	2	15	2				
文化研究3	○		30	2	15	2				
色彩と形	○		30	2	15	2				
世界単位を考える	○		30	2	15	2				
地域を探る	○		30	2	15	2				
京都を学ぶ	○		30	2	15	2				
東北を学ぶ	○		30	2	15	2				
地域環境学演習	○		30	2	15	2				
地域文化学演習	○		30	2	15	2				
学芸基礎講義	○		30	2	15	2				
学芸基礎演習	○		30	2	15	2				
小計(必修科目)			3330	142			52	50	24	16
小計(選択科目)			2370	158			選択科目96単位以上			
合計			5700	300			238			

## 教育課程表【建築士技能士養成学科】3年制

授業科目	授業方法		授業時数	単位数	1単位 あたりの 授業時数	1年次	2年次	3年次
	講義 演習	実習 実技						
建築法規Ⅰ	○		60	4	15	4		
建築法規Ⅱ	○		60	4	15	4		
建築法規Ⅲ	○		60	4	15	4		
建築法規Ⅳ	○		60	4	15	4		
建築法規Ⅴ	○		60	4	15		4	
建築法規Ⅵ	○		60	4	15		4	
建築計画Ⅰ	○		60	4	15	4		
建築計画Ⅱ	○		30	2	15	2		
建築計画Ⅲ	○		30	2	15		2	
建築施工Ⅰ	○		30	2	15	2		
建築施工Ⅱ	○		30	2	15	2		
建築施工Ⅲ	○		30	2	15		2	
建築一般構造Ⅰ	○		60	4	15	4		
建築一般構造Ⅱ	○		60	4	15	4		
構造力学Ⅰ	○		60	4	15		4	
構造力学Ⅱ	○		60	4	15		4	
建築材料Ⅰ	○		60	4	15	4		
建築材料Ⅱ	○		60	4	15	4		
建築実技Ⅰ		○	240	8	30	8		
建築実技Ⅱ		○	240	8	30		8	
建築実技Ⅲ		○	240	8	30		8	
建築実技Ⅳ		○	240	8	30			8
建築実技Ⅴ		○	240	8	30			8
建築実技Ⅵ		○	240	8	30			8
建築実技Ⅶ		○	240	8	30			8
建築造形演習Ⅰ	○		60	4	15		4	
建築造形演習Ⅱ	○		60	4	15			4
建築設計製図Ⅰ		○	120	4	30	4		
建築設計製図Ⅱ		○	120	4	30	4		
建築設計製図Ⅲ		○	60	2	30		2	
建築設計製図Ⅳ		○	120	4	30		4	
建築CADⅠ	○		60	4	15		4	
建築CADⅡ	○		60	4	15			4
建築CADⅢ	○		60	4	15			4
ビジネスマナー	○		30	2	15		2	
就職実務	○		30	2	15		2	
コンピューター演習Ⅰ	○		60	4	15		4	
コンピューター演習Ⅱ	○		60	4	15			4
合計			3510	164		58	58	48

別表2

教育課程表【公務員学科】2年制							
授業科目	授業方法		授業時数	単位数	1単位 あたりの 授業時数	1年次	2年次
	講義 演習	実習 実技					
数的推理Ⅰ	○		120	8	15	8	
数的推理Ⅱ	○		60	4	15		4
判断推理Ⅰ	○		120	8	15	8	
判断推理Ⅱ	○		60	4	15		4
文章理解Ⅰ	○		30	2	15	2	
文章理解Ⅱ	○		30	2	15		2
人文科学Ⅰ	○		120	8	15	8	
人文科学Ⅱ	○		60	4	15		4
自然科学Ⅰ	○		60	4	15	4	
自然科学Ⅱ	○		60	4	15		4
社会科学Ⅰ	○		60	4	15	4	
社会科学Ⅱ	○		60	4	15		4
時事対策	○		30	2	15		2
模試Ⅰ	○		90	6	15	6	
模試Ⅱ	○		540	36	15		36
キャリアデザインⅠ	○		120	8	15	8	
キャリアデザインⅡ	○		30	2	15		2
PC実習Ⅰ(word)	○		30	2	15	2	
PC実習Ⅱ(excel)	○		30	2	15		2
ビジネス実務	○		60	4	15	4	
適性試験対策	○		90	6	15		6
簿記検定対策授業	○		60	4	15	4	
卒業研究	○		30	2	15		2
課外研修		○	30	1	30		1
合計			1980	131		58	73

## 教育課程表【AI・ITエンジニア学科】2年制

授業科目	授業方法		授業時数	単位数	1単位あたりの授業時数	1年次	2年次
	講義演習	実習実技					
プログラミング演習I	○		60	4	15	4	
プログラミング演習II	○		60	4	15	4	
情報基礎I	○		30	2	15	2	
情報基礎II	○		30	2	15	2	
コンピュータリテラシI	○		60	4	15	4	
コンピュータリテラシII	○		60	4	15	4	
Web制作演習 I	○		60	4	15	4	
Web制作演習 II	○		60	4	15	4	
ネットワーク演習I	○		60	4	15	4	
ネットワーク演習II	○		60	4	15	4	
データベースI	○		30	2	15	2	
データベースII	○		30	2	15	2	
アプリ開発演習	○		60	4	15	4	
国家試験対策I	○		60	4	15	4	
国家試験対策II	○		60	4	15	4	
アルゴリズム・データ構造I	○		30	2	15	2	
アルゴリズム・データ構造II	○		30	2	15	2	
クラウド演習I	○		60	4	15	4	
クラウド演習II	○		60	4	15	4	
プロジェクト管理I	○		30	2	15	2	
プロジェクト管理II	○		30	2	15	2	
機械学習演習	○		60	4	15		4
AI演習	○		60	4	15		4
ビジネスコミュニケーションとプレゼンテーションI	○		60	4	15		4
ビジネスコミュニケーションとプレゼンテーションII	○		60	4	15		4
インターン実習・卒業制作I		○	360	12	30		12
インターン実習・卒業制作II		○	360	12	30		12
合計			1980	108		68	40

## 教育課程表【職業探求専攻科】1年制

授業科目	授業方法		授業時数	単位数	1単位 あたりの 授業時数	1年次
	講義 演習	実習 実技				
建築法規Ⅰ	○		60	4	15	4
建築法規Ⅱ	○		60	4	15	4
建築法規Ⅲ	○		60	4	15	4
建築法規Ⅳ	○		60	4	15	4
建築法規Ⅴ	○		60	4	15	4
建築法規Ⅵ	○		60	4	15	4
建築計画Ⅰ	○		60	4	15	4
建築計画Ⅱ	○		60	4	15	4
建築計画Ⅲ	○		60	4	15	4
建築計画Ⅳ	○		60	4	15	4
建築施工Ⅰ	○		60	4	15	4
建築施工Ⅱ	○		60	4	15	4
建築施工Ⅲ	○		60	4	15	4
建築一般構造Ⅰ	○		60	4	15	4
建築一般構造Ⅱ	○		60	4	15	4
構造力学Ⅰ	○		60	4	15	4
構造力学Ⅱ	○		60	4	15	4
建築材料Ⅰ	○		60	4	15	4
建築材料Ⅱ	○		60	4	15	4
建築実技Ⅰ		○	240	8	30	8
建築実技Ⅱ		○	240	8	30	8
建築実技Ⅲ		○	240	8	30	8
建築実技Ⅳ		○	240	8	30	8
建築実技Ⅴ		○	240	8	30	8
建築実技Ⅵ		○	240	8	30	8
建築実技Ⅶ		○	240	8	30	8
建築造形演習Ⅰ	○		30	2	15	2
建築造形演習Ⅱ	○		30	2	15	2
建築設計製図Ⅰ		○	120	4	30	4
建築設計製図Ⅱ		○	120	4	30	4
建築設計製図Ⅲ		○	60	2	30	2
建築設計製図Ⅳ		○	120	4	30	4
建築CADⅠ	○		60	4	15	4
建築CADⅡ	○		60	4	15	4
建築CADⅢ	○		60	4	15	4
合計			3480	162		162

\* 上記教育課程より、進路に合わせ32単位以上を選択履修

## 別表 3

## 入学金、授業料等 について

単位 (円)

学科名	入学金	授業料	施設設備費	施設維持費	合計
伝統建築大工学科 (3年制)	100,000	720,000	210,000	160,000	1,190,000
伝統建築・大学科 (4年制)	100,000	550,000	210,000	160,000	1,020,000
建築士技能士養成学科 (3年制)	100,000	720,000	210,000	160,000	1,190,000
公務員学科 (2年制)	100,000	610,000	210,000	160,000	1,080,000
AI・IT エンジニア学科 (2年制) 1年次	100,000	720,000	52,500	40,000	912,500
AI・IT エンジニア学科 (2年制) 2年次	—	720,000	210,000	160,000	1,090,000
職業探求専攻科 (1年制)	100,000	360,000	210,000	160,000	830,000
入学検定料 (全学科共通) 20,000					